

第2回 静岡県企業局工業用水道事業のあり方検討会

日時 平成27年6月10日(水)
午前10時00分～
会場 静岡県庁本館4階
議会403会議室

次 第

1 開 会

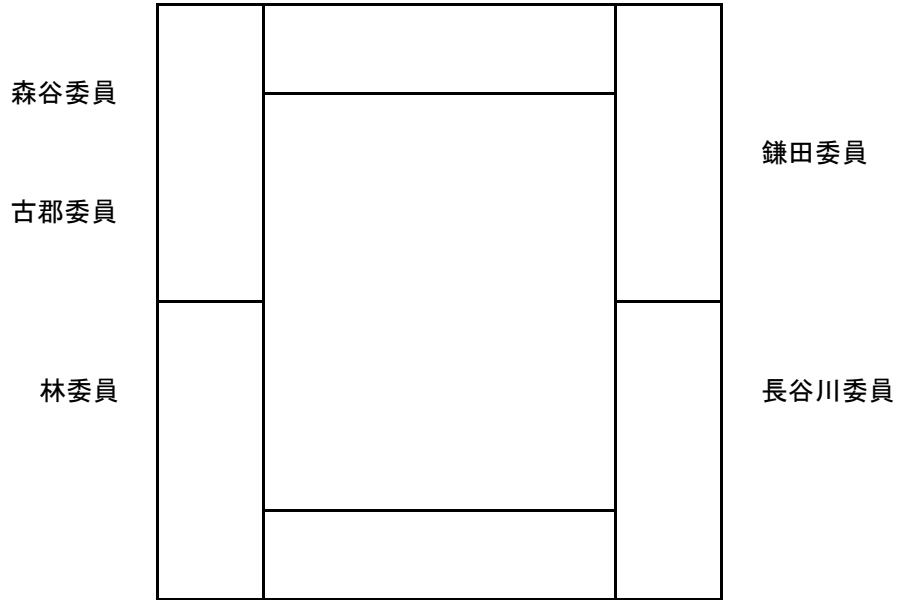
2 議 事

- (1) 経営改革の取組
- (2) 民間的経営手法の導入
- (3) 新規需要開拓

3 閉 会

第2回静岡県企業局工業用水道事業のあり方検討会 座席表

田中会長



増井委員

--	--	--

杉山 新プロジェクト推進室長	佐藤 事業課長	西谷 企業局理事	天野 企業局次長	竹内 経営課長	(司会) 横地 経営課長代理
-------------------	------------	-------------	-------------	------------	----------------------

--	--	--

石川 事業課 工業用水班長	加茂 事業課長代理	堀井 西部事務所長	松本 東部事務所長	大川 事業課 企画調査班長	稲葉 経営課 経営管理班長
---------------------	--------------	--------------	--------------	---------------------	---------------------

--	--

渡邊 事業課 新プロジェクト推進班長	衛藤 経営課 総務班長	望月 経営課 企画財務班長
--------------------------	-------------------	---------------------

	記者席・傍聴席	
--	---------	--

廊

下

第2回静岡県企業局工業用水道事業のあり方検討会
出席者名簿

<委員>

氏名	役職等
鎌田 素之	関東学院大学 理工学部 准教授
○田中 啓	静岡文化芸術大学 文化政策学部 教授
長谷川 卓	静岡県経済産業部 商工業局 企業立地推進課長
林 孝久	日本軽金属株式会社清水工場 工場長
古郡 英治	富士商工会議所 専務理事
森谷 浩行	静岡県くらし・環境部 環境局 水利用課長
増井 浩二	静岡県企業局長

※敬称略・五十音順（静岡県企業局長以外）

※○印…会長（H27.3.26就任）

<事務局職員>

職名	氏名
企業局次長	天野 朗彦
企業局理事	西谷 誠
経営課長	竹内 徹
事業課長	佐藤 勝彦
新プロジェクト推進室長	杉山 隆通
東部事務所長	松本 忠智
西部事務所長	堀井 満芳
経営課長代理	横地 眞澄
事業課長代理	加茂 勝久
経営課総務班長	衛藤 元英
経営課企画財務班長	望月 秀樹
経営課経営管理班長	稲葉 正治
事業課企画調査班長	大川 五朗
事業課工業用水班長	石川 和豊
事業課新プロジェクト推進班長	渡邊 光喜

工業用水道事業のあり方検討会 平成27年度の進め方（案）

（経営課）

1 要旨

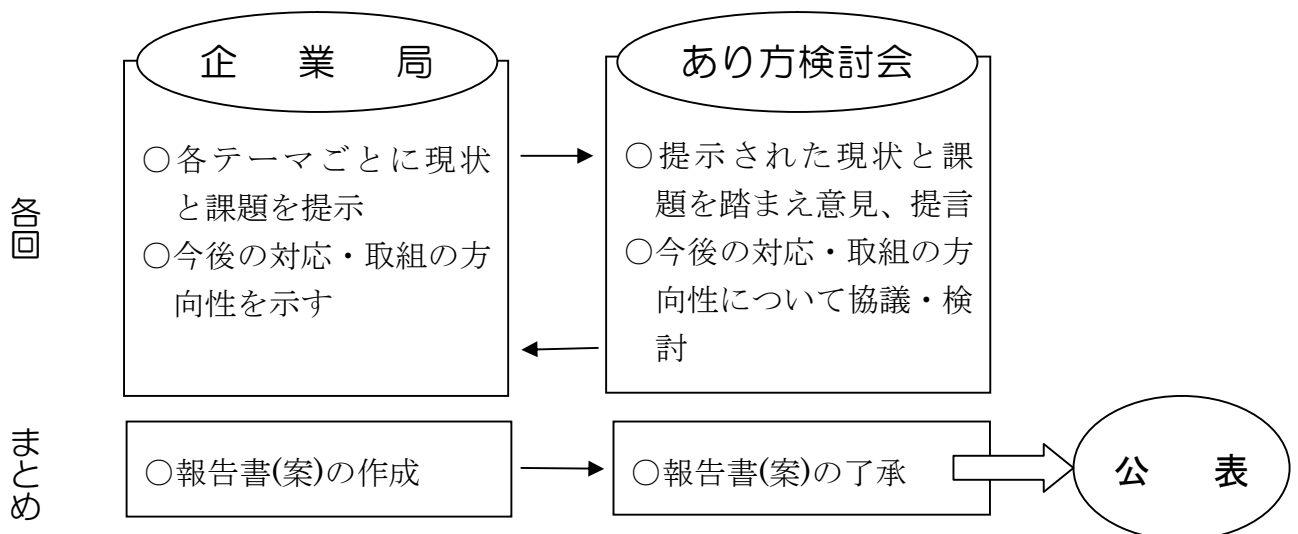
平成27年度は、第1回検討会（平成27年3月26日開催）で提示した各課題について、対策の方向性を示し、あり方検討会として報告書にまとめる。

2 各回で取り上げるテーマ

予定	テーマ	課題
第2回 6月	経営改革の取組	・更なるコスト削減
	民間的経営手法の導入	・コスト削減に結びつく手法・技術の継承
	新規需要開拓	・実効性のある新規需要開拓
第3回 9月	事業別の健全経営	・事業別の収支管理・赤字工水の料金改定
	契約水量と使用水量の乖離	・料金制度の見直し・契約水量の減量
	老朽化対策・耐震対策への対応	・将来水需要に見合った施設更新・資金確保
第4回 12月	国補助制度と企業債繰上償還	・小規模事業への補助・繰上償還の実施
	内陸部の企業立地と供給体制	・原因者負担の原則・企業誘致の逆インセンティブ
	全体総括・まとめ	

○検討状況により、回数を追加する場合がある。

3 検討会の流れ



平成 27 年 6 月 10 日
静 岡 県 企 業 局

第 2 回静岡県企業局工業用水道事業のあり方検討会

(資 料)

	頁
1 経営改革（コスト削減等）の取組	…… 1
2 民間的経営手法の導入と課題（安定給水とコスト、技術の継承）	…… 7
3 新規需要開拓	……13

経営改革（コスト削減等）の取組

1 これまでの取組

- 静岡県企業局では、経営基盤の強化を図りつつ、工業用水道などの安定的な供給体制を確立し、もって本県の産業振興に貢献するため、中長期的な視点に立った経営計画を策定し事業運営に当たっている。
- 企業局の経営計画などについては、学識経験者などからなる「静岡県企業局経営評価委員会」（平成14年度設置）において、幅広く意見・提言等をいただき、経営に反映させている。
- これまでの取組実績は次のとおり。

(1) 中期経営計画の策定状況

区 分	計画の目的
第1期中期経営計画（H18～H22）	将来を抜本的に見直した新しい体制の構築
第2期中期経営計画（H22～H25）	社会経済情勢の変化等に適切に対応し、計画性、透明性の高い企業経営を推進
企業局改革プラン（H14～H28）	大口受水企業の事業規模縮小等を受けたコスト削減を中心とした経営改善のための緊急対策
第3期中期経営計画（H26～H29） ※東日本大震災を踏まえた「第4次地震被害想定」を反映した見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・効率性、計画性、透明性の高い企業経営実現 ・情勢変化に対応した一層の経営改善と経営体制の強化

(2) 経営改善実績（企業局全体）

ア 定員削減

（単位：人）

区 分	正規職員	非常勤職員	計
平成17年度 a	147	48	195
平成26年度 b	118	59	177
増 減 b-a	▲29	11	▲18

イ 組織の見直し

区 分	見直し内容
H18～H22 (第1期)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁4室、出先5事務所→本庁2室、出先2事業所2支所 ・ 非常勤職員による管理運営形態「サテライト」導入（2ヶ所） ・ 水質管理業務を集約した「水質管理センター」導入
H24～H25 (改革)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所総務事務（収入、支出、財産管理）の一部を本庁移管
H26 (第3期)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな収益事業確保のため「新プロジェクト推進班」設置

ウ 経営改善の主な取組効果

(単位:百万円)

項 目	1年間の削減額	
	企業局全体	工水全体
①組織体制の見直し・定員削減による人員の削減 H18～H22 正規職員 20 人削減、H25 までに 4 人削減。	240	50
②特殊設備の業者見積り内容を専門機関でチェック 特殊な電気設備・機械設備のうち高額なもの（5,000 万円以上）について、業者の見積り内容を専門機関に調査委託し、チェックを行うことでコスト削減を図る。	145	58
③計画的な修繕による施設等の長寿命化 計画的な点検・修繕により、法定耐用年数の 1.5 倍程度の使用が可能となるよう長寿命化を図る。	207	61
④民間委託の導入 夜間・休日の維持管理体制業務については、全ての浄水場で民間委託を実施。	326	178
⑤その他電力料金の節約等 ポンプ設備の効率的運用や複数年契約の導入、入札制度の活用等により、電力料金のコスト削減を図る。	33	9
合 計	951	356

2 第3期中期経営計画（H26～29）

(1) 主な取組

健全経営を維持するため、組織体制を見直すほか、引き続き施設整備費の削減や運営コストの削減、収益増加に取り組む。

項目	主な内容				摘要
組織体制の見直し	区分	H25	削減数	H29	コスト削減効果 単年度当たり 459 百万円
	正規職員	122 人	▲6 人	116 人	
	非常勤職員	63 人	▲2 人	61 人	
	計	185 人	▲8 人	177 人	
施設整備費の削減と 運営コストの削減	<ul style="list-style-type: none"> 適切な維持管理による施設の長寿命化 特殊な電気・機械設備整備費の削減 民間委託の導入 電力料金の節約 省エネルギー機器の導入等 浄水場発生土の有効活用 				※コスト削減に取り組まない場合との比較
収益増加への取組	<ul style="list-style-type: none"> 工業用水の需要拡大 料金の見直し 未利用財産の売却の推進 新たな用地造成事業の推進 資金運用 				

(2) 目標と行動計画（工業用水道）

基本目標	個別目標	行動計画
○良質な工業用水の安定供給	①ユーザーに信頼される良質な工業用水の安定供給	<ul style="list-style-type: none"> 災害や事故に強い施設、体制づくり 水質の維持と技術力の確保 顧客への適切な対応
	②計画的な施設の更新と効率的な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 「水道施設更新マスタープラン」の策定 アセットマネジメントの推進
○効率的な事業執行による経営基盤の強化	③財政的基盤の強化による健全経営の確保	<ul style="list-style-type: none"> 経営の合理化 給水区域内の新規需要の拡大 適正な料金水準の確保
	④環境に配慮した事業活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガスの削減 リユース・リサイクル等の推進 環境保全活動を通じた自然・地域との共生

3 課題

- 中期経営計画の着実な推進はもとより、職員一人ひとりが厳しい経営状況を共有し、身近な改善も含めて、一層の経営改善に取り組むことが必要である。
- 法改正に伴い、平成 26 年度から、予算・決算に「セグメント情報」の開示が義務づけられた。今後は、7つの工業用水道事業ごとの経営状況の一層の透明化とそれぞれの経営改善の取組が求められる。
- 施設等の維持管理業務にとどまらず、いわゆる「企業家精神」を発揮して、新たな収益事業を開拓していく必要がある。
- 将来にわたって安定的な経営を維持するために、今後の投資計画、財源計画を均衡させた中長期の経営見通しの確立が必要不可欠である。
- 管路等の老朽化に伴い、近い将来、施設の全面的な更新時期を迎えるが、水需要が減少し、財源見通しが厳しい中、適正規模で効率的な施設更新をどのように図っていくか。

4 今後の対応（取組の方向性）

（短期的取組）

（1）「課題解決型タスクフォース」の立ち上げ（平成 26 年度）

企業局は、徹底した経費削減と収益性の向上を図るため、局内に課題解決型のタスクフォースを設置し、組織を挙げての経営改革を進めている。

タスクフォース	主な取組
経営改善	・ 中期経営計画の徹底したローリング ・ 民間委託導入検討 ・ 資産償却、棚卸し徹底（資産売却収益の確保）等
建設改良・耐震・修繕工事	・ アセットマネジメントの徹底
マスタープラン	・ 管路更新計画等（効率的・効果的工事実施）
動力源の効率的運用等	・ 県有施設の 1/3 の電力使用量の徹底した削減
汚泥処理	・ 汚泥処理委託費の大幅削減
施設・設備活用・研修充実	・ 稼働率向上、研修充実（費用徴収⇒収益還元）
工業用水道収益改善	・ 新規開拓への注力、繰上償還実施、経営効率化
工業団地造成	・ ワンストップ体制強化（顧客確保）、誘致活動強化
新たな収益事業の研究	・ 小水力などエネルギーを収益源とする調査研究等
戦略広報	・ 経営状況の透明化、情報発信

＜主な取組の成果＞（平成 26 年度）

項 目	主な取組成果（経済削減効果）
繰上償還の実現	・水資源機構分（湖西工水） 7,400 千円
電力使用量の削減	・ピークカット、設備改良等 81,500 千円削減
汚泥処理委託費の削減	・路盤材・園芸土活用 137,400 千円削減
工水ユーザー新規開拓	・新規顧客開拓（4 件 490 m ³ /日） 増収 2,400 千円/年
棚卸し徹底（資産売却）	・職員住宅売却 28,000 千円

※その他導水用トンネルの修繕の自社施工、照明修繕時の LED 転換など、細部にわたり徹底した経費見直しを実施。

(2) 「月次決算」（月毎の会計別・事業別収支状況の把握）の導入（平成 27 年度）

タスクフォースの一環として、民間企業に倣い、月別の収支状況を集計し、予算の執行状況をきめ細かく分析・把握する。全職員が月次決算を確認・分析し、現時点での経営状況を共有することで、年度内からの効果的な経営改善に取り組む。

(3) 「新プロジェクト推進班」設置（平成 27 年度）

工業用水道事業などの厳しい経営状況が続く中、企業局は局内に「新プロジェクト推進班」（室長、班員 3 名）を設置し、新たな収益事業を開拓する。

具体的には、ユーザー企業などとともに、エネルギー分野や新素材・新技術分野を中心に、収益事業の可能性について調査研究を進める。

併せて、企業局の経営資源である「良質な水」や「マンパワー」を積極的に活用し、「水の活用」や「地域の総合開発」、「企業の誘致」に取り組む。

(4) 経営努力の見える化・情報発信

- ・ 7 つの工業用水道すべてを対象に経営状況等の設営・意見交換を実施（平成 26 年度～）
- ・ テレビやラジオ、県民だより、企業局広報誌「Kリリース」等を積極的に活用し、企業局の取組や経営状況等の広報に注力。

(5) 「企業局職員の目指すもの」による職員の意識改革（平成 26 年度）

地方公営企業として、「ユーザーのために」「現場主義を貫き」「直面する課題に果敢に挑戦し」「チーム企業局」として、総合力をもって地域に貢献する。

(中長期的取組)

(1) 中長期的な経営の基本計画「経営戦略」の策定（平成 28 年度）

地方公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画（「経営戦略」）を、平成 28 年度を目途に策定する。

計画期間は、10 年以上を基本とし、「投資試算」（施設・設備投資の見通し）等の支出と「財源試算」（財源の見通し）を均衡させた「投資財政計画」（収支計画）を中心的な内容とする。組織の効率化や経営の健全化のための取組方針を示し、「投資財政計画」に反映させていく中で、限られた資源の「選択と集中」を図っていく。

(2) 水道施設更新マスタープランの策定（平成 25 年度～平成 28 年度）

水道施設の管路は、平成 25 年度末で 706km のうち 319km が法定耐用年数の 40 年を経過しており、近い将来、老朽化に伴う施設の全面的な更新時期を迎える。更新には、物価の上昇や市街化による施工の困難さを伴うため、建設当時と比較して莫大な費用が必要となるが、他方で用水型産業の縮小などに伴い、水需要が低減傾向にあり、施設能力に余剰が生じている。

このため、全面更新時には将来の水需要を踏まえた適正規模で効率的な施設更新を図ることを目的として、平成 25 年度から平成 28 年度にかけて、「水道施設更新マスタープラン」を策定する。

民間的经营手法の導入と課題（安定給水とコスト、技術の継承）

1 これまでの取組

- 浄水場等の維持管理業務については、昭和 40 年代から順次、民間委託を導入し、現在、全ての浄水場等（9 箇所の浄水場と 6 箇所の取水場、配水池等）で夜間・休日の維持管理業務を民間委託している。
- 民間委託の導入当初から、事務所単位で所管する複数の施設を一括発注し、効率化を図ってきた。また、平成 17 年度からは、契約期間 3 年の複数年契約も取り入れ、委託料の縮減と委託先の業務の習熟化を図ってきた。
- 企業局直営部分については、企業局の技術職員 OB を非常勤職員として再任用することで、人件費の削減と技術の継承の両立を図っている。

(1) 民間委託内容

区 分	企業局直営 (非常勤職員含む)	民間委託
施設の運転監視業務	平日昼間	平日夜間・休日 (複数浄水場をまとめて発注)
建設工事・修繕工事	設計、発注、監督、検査 (箇所ごとに発注)	施工
点 検 業 務	日常点検	法定点検等
清掃ほか委託業務	設計、発注、監督、検査 (業務ごとに発注)	実施
水 質 管 理	日常的なもの	法定、高度専門的

(2) コスト削減効果の算定

夜間・休日の維持管理業務委託に係る業務委託時間数を正規職員の人件費に換算して算定

業務委託料 (A)	業務委託 時間数 (B)	正規職員 人工数 (C)	正規職員人件費 への換算 (D)	削減効果 (単年度) (E) = (A) - (D)
370 百万円	126, 041 時間	67 人	695 百万円	▲326 百万円

※業務委託料：H23 年度～H25 年度の 3 年契約の単年度分

※正規職員年間時間数 1, 898. 75 時間、正規職員年間人件費 10, 380 円 (H22 実績)

2 課 題

- 浄水場などの施設の管理業務に、包括外部委託やコンセッション方式等を導入し、一層のコスト縮減を図ることができないか。
- 確かに経営改革は喫緊の課題であるが、民間委託などの一層の拡大は、コスト縮減の面からのみ議論することはできない。コスト縮減とともに、安定給水の確保や運営ノウハウと技術の継承など、ユーザーの視点に立脚して、総合的に導入のメリット、デメリットを検討する必要がある。
- このため、企業局では、導入に向けた調査研究を深化させつつ、他県での導入事例や海外の先行事例の状況なども併せて検討してきた。

※参考：民間的経営手法の種類

区 分	内 容
指定管理者制度	地方公共団体の所有する公の施設の管理全般を民間事業者が行う制度。代行制と利用料金制の2つの方式がある。
包括外部委託	複数業務を包括的かつ性能発注により、民間事業者に委託する方式。
P F I	設計、施工、長期にわたる運營業務を一括で発注し、受託者が設計、施工、運營業務及び事業に必要な資金調達を一括して行う方式。
コンセッション	施設の所有権を公共が所有したまま、民間事業者が公共施設等の運営権を長期間にわたって付与する方式。利用料金で事業を運営。

3 他県等導入事例の検証

- 直近 10 年以内の全国の導入事例を個別にヒアリング調査。検証のポイントとして、①安定給水の確保、②コスト縮減効果、③技術の継承の面を重視。海外事例についても、委員のご提言を受け、文献から取りまとめた。
- その上で、本県での包括外部委託についても、各浄水施設について導入経費を検証し、比較検討を行った。

(1) 他県の先行事例

先行事例では、当初は競争参入であっても、ノウハウを蓄積した後は受託事業者が限定され競争原理が働かない傾向にある。広島県と神奈川県は、民間的経営手法の導入にあたり、コスト削減を一義的な目的としていないという。

<ヒアリング調査結果>

区分	主体	結果
包括外部委託	神奈川県 (H26～)	<p><箱根地区水道></p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間業者の水道事業参入を支援（民間業者育成）が目的。 ・<u>コスト削減を目指して導入したものではないため、節減効果はないと考える。</u> ・更新が一段落し小規模のため、委託に出しやすかった。 ・運営ノウハウが受託業者に移ることにより、次回の発注時における<u>競争性の確保が懸念される。</u>担当者からは、「<u>コスト削減だけで始めると取り返しが付かない可能性がある。</u>」
	西宮市 (H17～)	<p><中新田浄水場（工水事業）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受託者の企業努力の結果、直営に比べ維持管理費が減少。 ・一方、5年間の受託業務の中でマニュアル等が整備され、受託者にはノウハウが蓄積されるため、2回目の業者選定では結果として<u>1社応札となり、前受託者が落札した。</u>競争性の確保が課題に挙げられた。
	埼玉県 (H17～)	<p><柿木浄水場（工水事業）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>正規職員の人件費減</u>で、直営に比べて維持管理費が減少。 ・一方、包括委託をした場合、運営ノウハウが受託者に蓄積されるため、<u>2回目の業者選定では1社応札となり、競争性の確保が課題に挙げられた。</u>
指定管理者	広島県 (H25～)	<p><広島西部地域水道用水供給事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>職員の大量退職による技術継承の問題が契機。</u> ・県と水ing(株)が出資して「株水みらい広島」を設立・運営。県と水ing(株)の派遣職員が、日々の業務を通じ技術継承。 ・<u>年度末の繁忙期を避けた発注で、修繕費を削減。</u> ・利益は株水みらい広島の外に出ず、内部に投資。 ・平成27年度から、指定管理業務に沼田川工業用水を追加。
	秋田県 (H19～)	<p><秋田県工業用水道事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県職員から指定管理者職員への転換が進むことによって<u>人件費減について効果があった。</u> ・一方で、<u>2回目の業者選定では1社しか応募がなく、次期以降の競争性の確保が課題に挙げられた。</u> ・<u>県職員の技術力の低下と技術の継承も課題である。</u>

(2) 欧米の状況 ～再公営化の流れ～

経済誌に、水道事業の民営化が先行する欧米で民営化した事業の「再公営化」が多発しているという記事が掲載された。2000年以降15年間で180の事例が出ているという。

<再公営化の事例>

パ リ 市	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化・送水・水質管理業務と給水業務を別民間会社に委託。 ・各業務間の境界が不明確で紛争に発展することもあった。 ・公側による民側への監視・管理力・指導力の弱さが指摘。 ・現在は、公的企業体が一貫的に原則直営体制で運営。
アトランタ市	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業運営を民間企業に委託。事故続出と対応遅滞により4年で契約解除、市の直営に戻った。 ・業者は、「市の事前の情報開示が不足し、想定外の作業負担を強いられた。地下配管の状態は確認できなかった。」と主張。
ベルリン市	<ul style="list-style-type: none"> ・上下一体型（インフラ保有と運営が一体）の民営化。 ・市が株式の過半数を所有し、正確には第三セクター化。 ・民間資本参加を求め、利回り保証をしたため事業悪化。 ・水道会社は市の100%株式保有会社に戻った。

出典：椿本祐弘氏（フリーライター、元大和総研主席研究員）

「大阪市が進める水道民営化、海外で相次ぐ失敗例に学ぶ」（週刊エコノミスト 2015. 3. 3 記事を基に作成）

(3) 企業局における包括委託導入の試算

現在直営で実施している昼間の浄水場の運転管理業務を民間委託した場合、設計額ベースで企業局の負担は約3億円増加する結果となった。正規職員と非常勤職員で実施している管理業務が、民間委託により専任技術者が配置されることにより、逆に人件費が高くなり、現状ではコスト削減効果が期待できない結果となっている。

区 分		現 状	包括委託後
委託内容		平日夜間・休日 (運転操作監視+日常点検)	24時間・365日 (運転操作監視+保全管理+管路パト+採水業務)
局 経 費	人件費	911 百万円	672 百万円
	委託料	434 百万円	979 百万円
合 計		1,345 百万円	1,651 百万円

*委託料は、H26年度～H28年度の3年間の設計金額の単年度分

(4) コンセッション方式

- 空港分野では、コンセッション方式を導入する動きがある。仙台空港や大阪国際空港が、H28 年中に、コンセッションによる運営がスタートする予定である。
- 水道事業では、コンセッション方式の導入について、検討している自治体がある。大津市（滋賀県）が検討段階、大阪市が実施の方向で進めているが、現在、実施している事例はない。
- 県内でも、浜松市が県から移管される西遠流域下水道事業で、H30 年度からコンセッション方式で民間に運営を委ねる予定。
- 工業用水道事業では、コンセッション方式を導入している事例は、現在ない。

4 検証結果と今後の対応（取組の方向性）

- 近時、包括外部委託や指定管理に取り組んだ先行事例を検討すると、神奈川県（平成 26 年度に一部包括外部委託導入）や広島県（平成 25 年度に指定管理導入）は、そもそもコスト縮減を一義的な目的としていない点に留意する必要がある。神奈川県は、小規模な「箱根地区水道」において、「民間事業者の水道事業参入支援」を目的としており、広島県は職員の大量退職による技術継承の問題が契機となっている。
- また、業務委託更新時には 1 社応札となったところが、埼玉県、秋田県、兵庫県西宮市など 3 箇所あり、競争性の確保という観点から、コスト縮減効果を中長期的に検証する必要があるものと思われる。
- 秋田県は、平成 19 年度から、工業用水道事業について指定管理を導入しているが、県職員の技術力の低下と技術の継承を課題に挙げている。
- 包括的に管理運営業務を民間委託する場合、委託する県側にモニタリングの技術力が必要だが、職員の技術継承への配慮は不可欠である。
- また、工業用水道事業は、ユーザー増減の将来推計が難しく、コンセッション方式による民間事業者の参入は困難を伴うものと考えられる。
- 以上から、当面は人件費を含めた費用負担が最も少ない現在の民間委託の手法を維持すべきものとする。
- しかし、民間活力をより効果的に導入する手法については、引き続き具体的検討を進める。というのも、今後の経済情勢の推移や給水需要の動向、技術革新、法制度の整備などによって、例えば、施設・設備の規模や機能等に見合った、費用対効果の高い民活手法の導入には十分な可能性があると思われるからである（IT 技術を活用した施設の集中管理、電力融通システムの構築など）。

- 水処理の国内大手メーカーの中には、自治体が営む上下水道事業などを視野にいれ、水道施設を一括運営するために必要な技術やサービスを整えて市場参入する計画を公表している企業もある。
- こうした新たな動向を注視し、管理委託にとどまらず、引き続き民間活力の積極的な導入を図ることで、コスト削減の実現はもとより、安定給水を確実に担保し、ユーザーの不安を払拭できる官民の連携体制の構築と技術の継承問題の解決に向けた具体的な取組を「タスクフォース(経営課題チーム)」が中核となって進めていく。

新規需要開拓

1 これまでの取組

- 近年、工業用水道事業の給水収益は、経済情勢の変化等に伴う受水企業の撤退や生産縮小などによって、減少傾向にある。平成 16 年度から平成 25 年度までの 10 年間で、給水収益は約 27% も落ち込んでいる。
- 受水企業・給水収益の減少は、相対的に総括原価を上昇させることとなり、収支が赤字状態となれば、水価に影響を及ぼすことになる。
- このため、企業局は、中長期的な視点に立った、不断の経営改革に努めるとともに、工業用水道の新規需要開拓への取組を強化してきた。
- 平成 23 年度に、工業用水道の利用促進を目的に、「静岡県企業局工業用水道新規顧客開拓要領」を新たに定め、これに基づき、企業の立地情報の収集・分析、そして顧客開拓活動を行っている。

(1) 「静岡県企業局工業用水道新規顧客開拓要領」の概要

区 分		内 容	実施主体
①情報 収集	メディア	新聞、テレビ、情報誌等による情報収集	東部事務所 西部事務所
	市	毎月 1 回程度、富士市、静岡市、浜松市など関係市を訪問	
	商工会議所	毎月 1 回程度、関係商工会議所を訪問	
	工業用水道協力会	工業用水道協力会の総会、水神祭等の機会を活用した情報収集	
	経済産業部 東京事務所 大阪事務所	経済産業部が所管する企業立地に係る補助金の申請情報等を入手し、事務所へ情報提供 企業立地情報連絡会において必要情報を集約し、事務所へ情報提供	経 営 課 事 業 課
②情報分析	入手した企業情報から、以下基準により顧客開拓活動の対象を絞り込み ・工業用水道の本管から 1km 以内 ・地下水を利用している	東部事務所 西部事務所	
③顧客開拓活動	②の基準を満たす対象企業への直接訪問による工業用水の利用の働きかけ ・企業局補助制度も併せて P R	東部事務所 西部事務所	

(2) 過去5年間の新規、廃止の状況（工水全体）

区分	新規 [※]		廃止	
	件数	水量[m ³ /日]	件数	水量[m ³ /日]
H22年度	2	200	7	1,567
H23年度	2	133	3	4,099
H24年度	0	0	13	158,739
H25年度	2	133	8	5,957
H26年度	4	490	11	46,314
計	10	956	42	216,676

※新規の件数、水量の年度区分は給水開始時期による。

- 直近の状況は、上記要領に基づき、平成25年度は138件の情報分析、うち39件を企業訪問。平成26年度は、77件の情報分析、うち46件を企業訪問。
- 新規給水の相談は、平成25年度は5件、平成26年度は11件あり。うち、平成25年度は2件、平成26年度は5件の新規給水契約を締結（但し、直接企業訪問の中からは成果が出ていない）。

2 課題

- 平成23年度以降、取組の強化にもかかわらず、新規顧客の獲得成果につながっていない。従来の情報収集や分析や顧客開拓活動などの抜本的な見直しが必要。
- 地下水を利用している企業も多く、既に井戸の設備などを設置済み。新たにコストのかかる工業用水道への転換が進まない。
- 工業用水道管路に近接する地域への新たな工業団地造成支援や用水型企業の立地促進の取組が必要。（市町産業部門や経済団体などとの一層の連携強化が必要）

3 今後の対応（取組の方向性）

- 企業の立地情報の収集について、新聞などに企業進出が公表された段階では、当該企業の施設・設備の整備計画は既に固まっており、情報の収集は、遅くとも、企業が事業用地を決定する前に行う必要がある。そのためには、企業がまずリサーチに入る市町産業部門などとの連携を、これまで以上に強化していく。
- 具体的には、企業局では、平成26年度途中から、静岡市、富士市などにおいて「地域産業振興情報連絡会」を設置し、市の産業部門との情報交換を密にし、情報収集力を強化している。
- この連携強化の中で、例えば、市町が売り出す企業用地のうち、工業用水道が近接する土地については、工業用水道設備が備わっている点を誘致のアピールポイントのひとつとして、企業に売り込んでいく取組を始めた（富士市公設市場跡地）。

- さらに、静岡市や湖西市において、工業用水道の施設・設備に近接するエリアでの工業団地の造成計画の動きがあり、これらの工業団地への用水型企業の誘致等についても積極的に支援していく。
- また、工業生産にとって、供給される水の良質性は、極めて重要な問題である。工業用水道の給水区域の中には、地下水の水質が必ずしも良質でない箇所も存在している。特にこうした地域において、地下水を利用している企業に対して、工業用水道の水質の優位性を重点的にアピールし、工業用水道利用への転換につなげていく。
- さらに近時、エネルギー分野で、企業からの相談が増加していることから、顧客開拓の対象分野の重点化を図っていく。